

日本キリスト教保育所同盟規約

第1章 総則

- 第1条（名称） 本同盟は日本キリスト教保育所同盟と言う。
- 第2条（事務所） 本同盟は事務所を事務局長の所属園に置く。
- 第3条（目的） 本同盟は会員相互の協力によりキリスト教保育事業の振興をはかり、児童福祉の推進に資することを目的とする。
- 第4条（事業） 本同盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. キリスト教保育事業の調査、研究
 2. 会員施設従事者の研修、養成
 3. 地区活動
 4. 会員相互の強調、研鑽、親睦
 5. 会報「山びこ」の発行
 6. 会員の事業振興に資するための融資（教団のもの、同盟自身のもの）
 7. 国内および海外の保育団体との連絡および協力
 8. 日本基督教団の自主活動団体としての働きを担う
 9. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- 第5条（資格） 本同盟の目的に賛同するキリスト教主義に基づく保育を行う施設を会員とする。
- 第6条（会費） 本同盟の会員は毎年所定の会費を納めなければならない。
- 第7条（入会） 本同盟に入会を希望するものは地区理事、または、理事長の推薦を経て、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第8条（会員資格喪失） 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。
- （1） 退会の申出があったとき
 - （2） 解散したとき
 - （3） 除名されたとき
- 第9条（除名） 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。
- （1） 会費を所定の起源から2年以上滞納したとき

- (2) 本同盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

第3章 役員及び事務局

- 第10条（役員） 本同盟に次の役員をおく。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名
 - (3) 常務理事 1名（事務局長兼務）
 - (4) 本部理事 若干名
 - (5) 地区理事（各地区1名）
 - (6) 監事 2名
- 第11条（選任） 役員は総会において、会員の互選によって選任する。ただし、地区理事は地区の承認を得たものとする。
- 2. 日本基督教団の推薦する理事1名は総会の承認を得る
 - 3. 理事の互選によって、理事長1名、副理事長2名を定める
 - 4. 常務理事及び本部理事は、理事長が指名したものとする。
- 第12条（任務） 理事長は本同盟を代表し、会務を統轄する。
- 1. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する
 - 2. 理事は理事会を組織し、この規約に定めた事項及び総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する
 - 3. 常務理事は常務を処理する
 - 4. 監事は会計を監査する
- 第13条（任期） 本同盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする
 - 3. 役員は、その任期満了後も後任者就任までは、その職務を行う
- 第14条（解任） 役員で役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の議決により解任することができる。
- 第15条（事務局） 本同盟は事務を処理するために事務局を置く。事務局は必要に応じて各担当を置くことができる。
- 2. 事務局には、職員を置くことができる。

第4章 会議

- 第 16 条 (種 別) 会議は、総会及び理事会の二種とする。
2. 総会は、これを通常総会及び臨時総会とする。
- 第 17 条 (構 成) 総会は、会員をもって構成する。
2. 理事会は理事をもって構成する。ただし、事務局構成員は、陪席することができる。
- 第 18 条 (権 能) 総会は、次の事項を議決する。
(1)事業計画及び収支会計予算の決定
(2)事業報告及び収支決算の承認
(3)その他、理事会において必要と認めた事項。
2. 理事会は、次の事項を議決する。
(1)総会で帰結した事項の執行に関すること
(2)総会に付議すべき事項
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 第 19 条 (召 集) 会議は理事長が招集する。
2. 会議を招集するには、会議を構成する会員または理事に対し、会議の目的なる事項及びその内容並びに日時、場所を示して 10 日以前に文書をもって通知しなければならない。
3. 理事会は、必要なとき随時開催する。
- 第 20 条 (開 催) 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認め、又は会員の 5 分の 1 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 第 21 条 (議 長) 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。
2. 理事会の議長は、理事長がこれに当る。
- 第 22 条 (会議の成立) 総会は、これを構成する会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。
2. 理事会はこれを構成する理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 第 23 条 (議 決) 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 24 条 (委任状) やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、委任状を提出することによって出席したものとする。
- 第 25 条 (議事録) 総会及び理事会の議事録は議長において作成し、出席代表 2 名の署名捺印のうえ保存する。
2. 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第5章 資産および会計

- 第26条（資産） 本同盟の資産は次のとおりとする。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生じる果実
 - (5) 基金（融資及び災害基金）
 - (6) その他の収入
- 第27条（管理） 本同盟の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決による。
- 第28条（経費の支弁） 本同盟の経費は、資産をもって支弁する。
- 第29条（予算） 本同盟の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会の議を経て総会の承認を受けるものとする。
- 第30条（決算） 本同盟の事業報告および収支決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、理事長において作成し、会計の状況報告とともに 監事の意見を付して理事会および総会の承認を得るものとする。
- 第31条（臨機の措置） 収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、また権利の放棄をしようとするときは措置） 理事会および総会の承認を受けるものとする。
- 第32条（長期借入） 本同盟が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決を経なければならない。
- 第33条（特別会計） 第4条1項に掲げる事業を行うため、又は、その他の事由により必要があるときは、総会の議決により特別会計を設けることができる。
- 第34条（会計年度） 本同盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更ならびに解散

- 第35条（変更） この規約の変更には、理事会および総会において、おのおの3分の2以上の決議を得なければならない。
- 第36条（解散） 本同盟の解散は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の

決議を得なければならない。

第37条（帰属） 本同盟の解散に伴う残余財産は理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を得て類似の目的を有する公益事業に寄附する。

第7章 補則

第38条（委任） この規約の施行について必要な事項は、理事会ないし総会において定める。

付則

1. この規則の施行についての細則は、理事会において定める
2. この規約は、1971年2月17日より施行する。
3. 1994年5月30日一部改正。
4. 1999年5月10日一部改正。
5. 2012年5月14日一部改正。
6. 2013年5月13日 改定

※年会費に関する定め（2012年5月14日 総会議決）

定員 60名までの施設	8,000円
定員 90名までの施設	12,000円
定員 150名までの施設	15,000円
定員 150名以上	18,000円